

事務連絡
平成27年6月22日

各 都道府県
指定都市
中核市 民生主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
老健局総務課

「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う
社会福祉施設等への周知について（情報提供）

社会福祉施設等におけるレジオネラ症の防止については、「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策について」（社援施第47号平成11年11月26日）及び「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止マニュアルについて」（社援基第33号平成13年9月11日）によりお示しした「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき適切な管理を行うよう注意喚起しているところですが、今般、厚生労働省健康局生活衛生課より別紙のとおり「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正について」（健発0831第7号平成27年3月31日）が発出されたところです。

つきましては、所管の社会福祉施設等に対し本マニュアルに基づき、引き続き循環式浴槽の適切な管理とレジオネラ症の発生の防止に万全を期すよう周知方お願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、管内市区町村にも本事務連絡の内容について周知されますようお願いいたします。



健衛発0331第7号

平成27年3月31日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長
(公 印 省 略)

「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改正について

公衆浴場業及び旅館業におけるレジオネラ症の防止対策については、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知。以下「管理要領等」という。）を踏まえ、循環式浴槽をはじめとする公衆浴場等の施設設備における具体的な管理方法を「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知としてお示ししているところ）です。

今般、厚生労働省科学研究で最新の知見等が得られていること等を踏まえ、本マニュアルを別添のとおり改正するので、貴管下の関係者へ周知方お願いいたします。

なお、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）に基づく遊泳用プールについて、気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備等の循環式浴槽と同様の設備が設けられている場合にも、当該設備の管理が上記マニュアルに準じて行われるよう、関係者への周知方併せてお願いいたします。